

RKKルーデンステニスクラブ規約

第1章 総 則

第1条(名称)

本クラブは「RKKルーデンステニスクラブ」(以下「本クラブ」という)と称します。

第2条(所在地)

本クラブ所在地は、「熊本県熊本市東区画図町下無田烏ヶ江366」とします。

第3条(目的)

本クラブは、会員の心身の健全な発達と親睦を図り、テニスを通じてスポーツの普及および地域社会への貢献を目的とします。

第4条(運営管理)

本クラブは、株式会社熊本放送が運営管理します。

第2章 会 員

第5条(会員の種別)

1. 会員は、クラブ会員(クラブ施設を利用する者)、スクール生会員(レッスンを受講する者)、法人会員(法人契約によりクラブ施設を利用する者)に区分します。
2. いずれもクラブ規約および細則、利用規定等に従うものとします。

第6条(会員資格の取得)

1. 本クラブに入会を希望する者は、所定の申込書に、本人確認書類、本クラブが別途定める入会金および会費等を添えて申し込み、本クラブの承認を得て入会が認められます。
2. 未成年者は保護者の同意を要します。

第7条(入会資格)

1. 本クラブの入会資格は次のとおりとし、これらの項目全てを満たす方を対象とします。
 - a. クラブの目的に賛同し、クラブの規約を遵守できる方
 - b. 本クラブの利用・レッスン受講に対応できる健康状態である方
 - c. 過去に他のスクール(クラブ)を除名(強制退会)されたり、会費などの滞納をしたことのない方
 - d. 暴力団関係者ではない方
 - e. 刺青をされていない方
2. 会員は、本クラブに対し、現在または将来にわたって反社会的勢力(※)のいずれにも該当しないことを表明、確約するものとします。

※暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標ぼうゴロ、その他これに準じるもの)

第8条(会員の期間)

会員の有効期間は本クラブが別途定めます。

第9条(会員資格の更新)

会員の有効期間経過後は自動更新となっております(但し休会中の場合は除く)。

第10条(会員資格の譲渡)

会員資格は、これを他人に譲渡できないものとします。

第11条(スクール生会員のクラス)

スクール生会員は、別途定めるクラスに編成されます。

第12条(スクール生会員のクラスの変更)

スクール生会員が、クラスの変更を希望する場合は、所定の手続きを行い変更できるものとします。ただし、受講クラスのレベルについては本クラブ側が決定します。

第13条(法人会員)

1. 法人会員は1口2名までコート利用ができます。
2. コート利用時は事前予約が必要です。
3. 法人会員は、他の法人または個人に貸与できません。利用できるコートは、原則として指定のコートとします。

第14条(ビジター)

1. 本クラブは、施設に余裕がある場合に限り、ビジターによる一時的な施設利用を認めることができますものとします。
2. ビジターの利用条件、利用料金、利用可能時間等の詳細については、別途定めます。

第15条(会員資格の喪失)

会員は、退会、会員期間満了をもってその資格を喪失します。

第16条(休会・退会)

1. 会員が自己の都合その他により本クラブを利用できない場合は、所定の手続きを経て休会できるものとします。ただし、会員区分に応じた休会期間は別途定めます。
2. 本クラブを退会される場合は、書面でクラブに所定の届けを出していただきます。

第17条(除名)

会員が次の事項に該当した場合、クラブはその会員を除名することができるものとします。

1. 会員が規約、その他諸規則に違反した場合
2. クラブの名誉、信用、品位を毀損し、秩序を著しくみ出す行為があったとき
3. 会員および役職員に対し、迷惑行為があったとき
4. 会費の納入を怠り、クラブからの請求にもかかわらず、3ヶ月間納入しないとき

第3章 入会金

第18条(入会金)

入会金は本クラブが別途定める金額とします。

第19条(入会金の取り扱い)

入会金は理由の如何にかかわらず、これを返還しないものとします。ただし、本クラブの閉鎖時の扱いは別途定めます。

第4章 会費等

第20条(会費)

会費およびその他料金は本クラブが別途定める金額とします。

第21条(会費の支払い)

1. 会費の支払いは前払いを原則とし、預金口座から自動振替により支払うものとします。
2. 会費の支払いは入会時に所定の月額分をフロントで支払い、以降毎月口座振替で支払うものとします。

第22条(会費の取り扱い)

受領した会費は、理由の如何に関わらず、これを返還しないものとします。

第5章 運 営

第23条(個人情報の保護)

本クラブが保有する会員の個人情報の取り扱いについては、本クラブが別途定める「プライバシーポリシー」に従って管理するものとします。

第24条(附則など)

本規約に定めのない事項並びにクラブ運営上必要な事項は、細則などによるほか、必要に応じ、本クラブがこれを定めるものとします。

第25条(休業日)

本クラブの休日は、スケジュールに基づきあらかじめ発表する日とします。

第26条(変更事項の届出)

会員の住所、連絡先および申込書記載事項に変更があった場合は、速やかに本クラブに報告するものとします。

会員への文書による通知は、全て本クラブに連絡された最新の住所宛に行い、本クラブは以降の責に任じないものとします。

第27条(施設の利用)

コート改修、本スクールの特別行事のため、臨時にコート利用の全部または一部を制限する場合があります。

第28条(責任事項)

本クラブ内での事故・怪我・盗難等について、クラブの責に帰すべき場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第29条(クラブの閉鎖)

本クラブを閉鎖する場合は、原則として6ヶ月前までに会員に通知するものとします。また、入会後3年未満のクラブ会員に対しては、入会金を全額返還するものとします。天災その他やむを得ない事情がある場合は、返還の時期を延長することができるものとします。

第6章 付 則

第30条(本規約の改定)

クラブは、本規約を改定することができます。改定後の規約は、本クラブのウェブサイト等に掲載することで、会員に周知するものとします。

第31条(本規約の発効日)

本規約は、2025年10月1日より発効するものとします。

細 則

2025年10月1日現在

第1条(会員の種別)

本クラブでは、以下の種別を設けます。

1. クラブ会員

種別	内 容
正会員	クラブの休日を除き、終日にわたりコートを利用できるものとする。
平日会員	クラブの休日および土曜・日曜・祝日を除く平日に限り、コートを利用できるものとする。
法人会員	法人名義の無記名会員とし、1口につき2名までの利用登録を認めるものとする。クラブの休日を除き、事前に予約した上でコートを利用できるものとする。
1年正会員	正会員と同等の資格を有し、有効期間を1年間とする会員とする。クラブの休日を除き、終日にわたりコートを利用できるものとする。
1年平日会員	平日会員と同等の資格を有し、有効期間を1年間とする会員とする。クラブの休日および土曜・日曜・祝日を除く平日に限り、コートを利用できるものとする。
1年ナイター会員	正会員と同等の資格を有し、有効期間を1年間とする会員とする。クラブの休日を除き、17時以降に限りコートを利用できるものとする。
1年学生会員	高校生または大学生であり、正会員と同等の資格を有し、有効期間を1年間とする会員とする。ただし、コートの利用については大人の会員を優先するものとする。

2. スクール生会員

種別	レベル	内 容
一般	初心者	テニス未経験者を対象とし、シックスストロークの基本を中心に指導する。
	初級	初心者クラス修了者を対象とし、グランドストロークの習得を中心に、ダブルスでは雁行陣を指導する。
	中級	グランドストローク、ボレー、サーブのコントロールを中心に、ダブルスでは平行陣を指導する。
	上級	実戦形式とネットプレーを中心に、応用力を高める指導を行う。
高校生	高校1	基本練習とフットワークを中心に、ラリーの安定を図り、シングルスおよびダブルスの基礎を習得する。
	高校2	回転とスピードを高め、安定したプレーを目指し、シングルスおよびダブルスに対応できる技術を育成する。
ジュニア	オレンジ	オレンジボールを使用した入門クラスで、楽しく基礎を学ぶことを目的とする。
	グリーン	グリーンボールを使用して基本練習を行い、ステップアップを図るクラスとする。
	イエロー	イエローボールを使用し、実戦に向けた基本練習を行うクラスとする。

種別	レベル	内容
アカデミー	アカデミー5	テニスを初心者段階から競技スポーツとして捉え、基礎から試合へのつながりを意識して指導するクラスとする。
	アカデミー4	大会への出場を目指す受講者を対象とし、多様なショットの習得および試合での実践的活用を指導するクラスとする。
	アカデミー3	大会での上位進出を目指し、心・技・体のバランスを重視しながら、各自の課題に取り組み成長を促すクラスとする。
	アカデミー2	地域大会での上位入賞を目指し、3セットマッチを想定した戦術構築と体力強化を行うクラスとする。
	アカデミー1	所属カテゴリーでの最上位を目指し、どのようなタイプの選手にも対応可能な思考力・応用力を鍛えるクラスとする。

第2条(スクールの休校・振替など)

1. レッスン開始時刻から30分を超えて、連絡なしに遅刻した場合、安全上の理由から当該レッスンは受講できないものとします。
2. 雨天等による中止の可否は、レッスン開始30分前に本クラブが判断し、ホームページにて通知するものとします。
3. レッスン中に雨天等で中断された場合、全体の2/3以上の時間が経過していれば、1回分のレッスンが成立したものとみなします。
4. 雨天等で消化できなかったレッスンについては、原則として同一期内に振替受講するものとします(ただし、アカデミークラスを除きます)。
5. やむを得ず欠席する場合は、レッスン開始の20分前までに連絡の上、振替受講ができるものとします。
6. 平日昼間クラスから土曜・日曜・ナイタークラスへの振替受講には、1回あたり所定の振替料をフロントにて支払うものとします。
7. 無断欠席の場合は、振替受講を行うことはできないものとします。
8. 8回受講を終了した受講者(アカデミーを除く)は、フリーレッスン(有料)を受講することができます。1レッスンあたり所定のレッスン料をフロントにて支払うものとします。なお受講の際は事前予約が必要です。
9. 一般クラス・高校生クラスは2ヶ月を1期とし、期の途中での退会はできないものとします。休会または退会を希望する場合は、必ず退会月の前月の10日(10日が定休日の場合はその前営業日)までに、フロントに申し出るものとします。

第3条(スクールの休会:アカデミークラス)

1. スクールにおいては、アカデミークラス在籍者に限り、在籍休会を申し出ることができるものとします。
2. 休会を希望する場合は、あらかじめフロントに申し出て所定の手続きを行い、別途定める休会費を納入するものとします。
3. 休会中にレッスンに参加する場合は、所定の費用を支払うものとします。
4. 休会費の額および休会の適用期間については、クラブが別途定めます。

第4条(クラブ会員レッスン・プライベートレッスン)

1. クラブ会員は、クラブ会員向けのレッスンを受講することができます。料金および最小開催人数は別途定めます。
2. ジュニアクラスおよびアカデミークラスに所属する者は、プライベートレッスンを受講することができるものとします。

第5条(クラブ会員のスクール受講について)

クラブ会員がスクールを受講する場合、1講座分の料金にて2講座を受講することができるものとします。